

令和3年7月9日  
相模原市発表資料

## 告示後住宅への助成制度の拡充に関する要請の実施について

厚木基地に起因する航空機騒音対策としての住宅防音工事助成制度について、本日、防衛大臣に対して別紙のとおり要請を実施しましたので、お知らせします。

- 1 実施日 令和3年7月9日(金)
- 2 要請先 島田 和久 防衛事務次官  
岡 真臣 地方協力局長  
山野 徹 南関東防衛局長
- 3 要請者 本村賢太郎 相模原市長
- 4 要請内容 別紙のとおり

問合せ先  
基地対策課  
電話 042-769-8207(直通)

## 告示後住宅への助成制度の拡充に関する要請

凄まじい騒音に市民が苦しめられてきた米空母艦載機の固定翼機部隊は、平成30年3月までに岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後も本市上空には、ジェット戦闘機の飛来が見られ、周辺に一定の騒音が発生しており、市民への航空機騒音被害は解消されておられません。

国は、厚木基地の空母艦載機による騒音被害の軽減を図るため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条により、昭和54年に厚木基地周辺区域を住宅防音工事助成対象区域に設定しました。本市は、昭和59年から助成対象区域として告示され、以来、昭和61年及び平成18年の告示により、助成対象区域が拡大されていますが、本市では告示区域が一団の開発地を分断していることにより、住民間に無用な不公平感が生じるなど、地域コミュニティに支障が生じている事例が認められます。

こうした趣旨を踏まえ、貴職におかれましては、次の点につきまして、特段の御配慮をお願いします。

- 1 住宅防音工事助成制度は、各々の告示日以前に建設された住宅が対象とされていますが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に、昭和59年告示及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された「告示後住宅」を助成の対象とすることについて要請いたします。

令和3年7月9日

**防衛大臣 岸 信 夫 殿**

**相模原市長 本 村 賢太郎**